

議案第 178 号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 24 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成 13 年さいたま市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 法第 11 条第 1 項 前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査		2 法第 11 条第 1 項 前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	
(1) [略]	[略]	(1) [略]	[略]
(2) 貯蔵所		(2) 貯蔵所	
ア・イ [略]	[略]	ア・イ [略]	[略]
ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1 件につき <u>530,000 円</u>	ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1 件につき <u>580,000 円</u>
エ 特定屋外タンク貯蔵所（ <u>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、</u>		エ 特定屋外タンク貯蔵所（ <u>岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）</u>	

地方公共団体の
手数料の標準に
関する政令に規
定する総務省令
で定める金額等
を定める省令（
平成12年自治
省令第5号）第
1条の2に規定
する特定屋外タ
ンク貯蔵所をい
う。オにおいて
同じ。）及び岩
盤タンクに係る
屋外タンク貯蔵
所を除く。）

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 820,000円
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 990,000円
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,100,000円
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,400,000円
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル	1件につき 1,640,000円

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 900,000円
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,090,000円
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,210,000円
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,540,000円
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル	1件につき 1,800,000円

ル以上200
,000キロ
リットル未満
のもの

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が
1件につき
3,850,000円

200,00
0キロリッ
ル以上300
,000キロ
リットル未満
のもの

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が
1件につき
5,090,000円

300,00
0キロリッ
ル以上400
,000キロ
リットル未満
のもの

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が
1件につき
6,290,000円

400,00
0キロリッ
ル以上のもの

オ 浮き屋根式特
定屋外タンク貯
蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が
1件につき
1,120,000円

1,000キ
ロリットル以
上5,000
キロリットル
未満のもの

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が
1件につき
1,330,000円

5,000キ
ロリットル以
上10,00
0キロリッ
ル未満のもの

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が
1件につき
1,480,000円

10,000
キロリットル
以上50,0
00キロリッ
トル未満の
もの

ル以上200
,000キロ
リットル未満
のもの

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が
1件につき
4,230,000円

200,00
0キロリッ
ル以上300
,000キロ
リットル未満
のもの

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が
1件につき
5,590,000円

300,00
0キロリッ
ル以上400
,000キロ
リットル未満
のもの

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が
1件につき
6,910,000円

400,00
0キロリッ
ル以上のもの

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 1 件につき 1,830,000円
50,000
キロリットル
以上100,
000キロリ
ットル未満の
もの

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が 1 件につき 2,120,000円
100,00
0キロリット
ル以上200
,000キロ
リットル未満
のもの

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が 1 件につき 4,330,000円
200,00
0キロリット
ル以上300
,000キロ
リットル未満
のもの

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 1 件につき 5,570,000円
300,00
0キロリット
ル以上400
,000キロ
リットル未満
のもの

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 1 件につき 6,770,000円
400,00
0キロリット
ル以上のもの

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1 件につき 5,750,000円
400,00
0キロリット
ル未満のもの

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 1 件につき 7,250,000円
400,00
0キロリット
ル以上500

オ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1 件につき 6,320,000円
400,00
0キロリット
ル未満のもの

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 1 件につき 7,970,000円
400,00
0キロリット
ル以上500

<p>, 000キロリットル未満のもの</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの</p> <p>主 [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)</p> <p>サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所</p> <p>シ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>1件につき</p> <p>10,700,000円</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>, 000キロリットル未満のもの</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの</p> <p>カ [略]</p> <p>主 [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ 移動タンク貯蔵所(コに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)</p> <p>コ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所</p> <p>サ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>1件につき</p> <p>11,800,000円</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>3 法第11条第1項後段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 貯蔵所</p>	<p>[略]</p> <p>前項第2号に掲げる貯蔵所の区分(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第2条各号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める場合には、前項第2号イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額</p>	<p>3 法第11条第1項後段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 貯蔵所</p>	<p>[略]</p> <p>前項第2号に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規則」という。))第4条第3項第4号</p>

に規定する地中タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあつては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この項において「6年新基準」とい

(3) [略]

[略]

(3) [略]

う。)に適合すること
となった場合にあつて
は、当該適合すること
となった日)までに行
われた変更の許可の申
請(当該旧基準の特定
屋外タンク貯蔵所の構
造及び設備を6年新基
準に適合させるための
ものを除く。)に係る
審査の場合又は危険物
の規制に関する政令の
一部を改正する政令(平
成11年政令第3号。以
下この項において「11
年政令」という。)
)附則第2項に規定す
る旧基準の準特定屋外
タンク貯蔵所(以下こ
の項において「旧基準
の準特定屋外タンク貯
蔵所」という。)にあ
つては、同項各号に掲
げる旧基準の準特定屋
外タンク貯蔵所の区分
に応じ、当該各号に定
める日(その日前に当
該旧基準の準特定屋外
タンク貯蔵所の構造及
び設備が11年政令附
則第2項に規定する新
基準(以下この項にお
いて「11年新基準」
という。)に適合する
こととなった場合にあ
つては、当該適合する
こととなった日)まで
に行われた変更の許可
の申請(当該旧基準の
準特定屋外タンク貯蔵
所の構造及び設備を1
1年新基準に適合させ
るためのものを除く。
)に係る審査の場合に
は、前項第2号イに掲
げる屋外タンク貯蔵所
の区分)に応じ、それ
ぞれ当該手数料の額の
2分の1に相当する額
[略]

4・5 [略]

6 法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査

(1) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査

ア・イ [略]

ウ 基礎・地盤検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき
410,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき
540,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき
700,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タン

1件につき
920,000円

[略]

4・5 [略]

6 法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査

(1) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査

ア・イ [略]

ウ 基礎・地盤検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき
450,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき
590,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき
770,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タン

1件につき
1,010,000円

[略]

ク貯蔵所	
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,040,000円</u>
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,600,000円</u>
(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,820,000円</u>
(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>2,030,000円</u>
工 溶接部検査	
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>490,000円</u>
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>630,000円</u>

ク貯蔵所	
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,140,000円</u>
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,760,000円</u>
(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>2,000,000円</u>
(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>2,230,000円</u>
工 溶接部検査	
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>540,000円</u>
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>690,000円</u>

0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>950,000円</u>
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,310,000円</u>
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,650,000円</u>
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>3,180,000円</u>
(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>3,890,000円</u>
(ク) 危険物の貯蔵	1件につき

0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,040,000円</u>
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,440,000円</u>
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,810,000円</u>
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>3,490,000円</u>
(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>4,280,000円</u>
(ク) 危険物の貯蔵	1件につき

蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所	4,450,000円
オ 岩盤タンク検査	
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外 タンク貯蔵所	1件につき 9,100,000円
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上500,000 キロリットル未満の屋外タンク 貯蔵所	1件につき 12,400,000円
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外 タンク貯蔵所	1件につき 17,000,000円
(2) [略]	[略]

7 法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	
(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの	1件につき 310,000円
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル未満のもの	1件につき 410,000円

蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所	4,890,000円
オ 岩盤タンク検査	
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外 タンク貯蔵所	1件につき 10,000,000円
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上500,000 キロリットル未満の屋外タンク 貯蔵所	1件につき 13,600,000円
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外 タンク貯蔵所	1件につき 18,700,000円
(2) [略]	[略]

7 法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	
(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの	1件につき 340,000円
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル未満のもの	1件につき 450,000円

トル以上10,000キロリットル未満のもの	
ウ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	<u>720,000円</u>
エ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	<u>920,000円</u>
オ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>1,160,000円</u>
カ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>2,830,000円</u>
キ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>3,470,000円</u>
ク 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>4,000,000円</u>
(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が1,000キロリットル以上400	<u>2,660,000円</u>

トル以上10,000キロリットル未満のもの	
ウ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	<u>790,000円</u>
エ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	<u>1,010,000円</u>
オ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>1,270,000円</u>
カ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>3,110,000円</u>
キ 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>3,810,000円</u>
ク 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>4,400,000円</u>
(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵	1件につき
最大数量が1,000キロリットル以上400	<u>2,920,000円</u>

, 000キロリットル未満のもの	イ 危険物の貯蔵 1件につき 最大数量が40	3,190,000円	, 000キロリットル未満のもの	イ 危険物の貯蔵 1件につき 最大数量が40	3,500,000円
	0,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの			0,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	
(3) [略]	ウ 危険物の貯蔵 1件につき 最大数量が50	4,790,000円	(3) [略]	ウ 危険物の貯蔵 1件につき 最大数量が50	5,260,000円
	0,000キロリットル以上のもの			0,000キロリットル以上のもの	
8~10 [略]	[略]		8~10 [略]	[略]	

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。